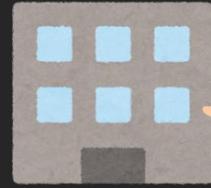


建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

～法定の有資格者の確保が必要です～

一般／一戸建て等 建築物石綿含有建材調査者



建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象となる建築物等の建材について石綿等の使用の有無の調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、厚生労働大臣が定める建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

当協会では、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」および「一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習」を下記のとおり実施します。

(岡山労働局長 登録番号 令和6年3月31日 岡労収基0112第1号)

令和7年度の講習は次のとおりです。

※お申込みが定員に達し次第締め切ります。

(1) 一般建築物石綿含有建材調査者講習

- | | | | |
|-----|---------------------|--------|-------------|
| 1回目 | 令和7年 5/22(木), 23(金) | ⇒ 修了考査 | 令和7年 6/6(金) |
| 2回目 | 8/18(月), 19(火) | ⇒ | 9/1(月) |
| 3回目 | 11/17(月), 18(火) | ⇒ | 12/1(月) |

会場 岡山県労働基準協会 岡山市北区桑田町15-28

(2) 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習

- | | | | |
|-----|--------------|--------|-------------|
| 1回目 | 令和8年 2/19(木) | ⇒ 修了考査 | 令和8年 3/6(金) |
|-----|--------------|--------|-------------|

会場 岡山県労働基準協会 岡山市北区桑田町15-28

一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等建築物：一戸建て住宅および共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分。なお、共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や店舗併用住宅は含まれません。



【講習科目・時間等】

●一般建築物石綿含有建材調査者講習●

講習1日目

1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
3.石綿含有建材の建築図面調査	4時間

講習2日目

4.現場調査の実際と留意点	4時間
5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査	2時間

●一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習●

講習(1日のみ)

1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
3.一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	1時間
4.現場調査の実際と留意点	3時間
5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
修了考査	1時間

○受講資格が石綿作業主任者技能講習の修了者(下記受講資格区分A)の場合、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講が免除されます。

○工作物石綿事前調査者講習の講義を受講した者(その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの者に限る。)、工作物石綿事前調査者の場合、「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2」「建築物石綿含有建材調査報告書の作成」の受講が免除されます。

※ただし、修了考査の出題範囲からは免除されませんのでご注意ください。(できれば受講されることをお勧めします。)

講習受講料、修了考査受験料、テキスト代

講習の区分	受講料等の額(税込)
(1)一般建築物石綿含有建材調査者講習	講習受講料および修了考査受験料
	45,100円(うち税4,100円)
	テキスト代 5,280円(うち税480円)
(2)一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習	講習受講料および修了考査受験料
	35,090円(うち税3,190円)
	テキスト代 5,280円(うち税480円)

⇒修了考査について

- 1 本講習の修了考査は難易度が高いため、しっかりと予習、復習をする必要があります。
- 2 修了考査は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までの間に限り、認められます。(その都度再受験料(5,060円(うち税460円))が必要)

【主な受講資格】(一般、一戸建て等共通)

ア 石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる技能講習)を修了した者

イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上)

ウ 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)(卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上)

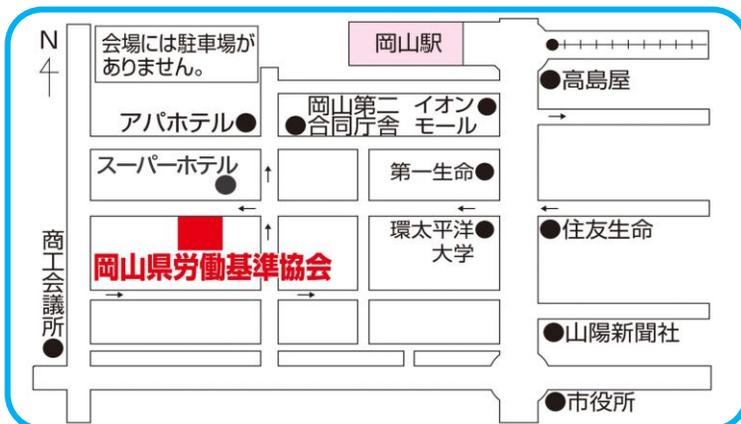
エ 「ウ」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上)

オ 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上)

カ (学歴不問)(建築に関する実務経験年数:11年以上)

キ 平成18年4月1日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(石綿含有建材の調査に関する実務経験年数:5年以上)

(※注)受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。



【お問合せ・お申込みは】

(一社)岡山県労働基準協会

岡山市北区桑田町15-28

TEL(086)221-2160

URL: <https://www.olsa.or.jp/>

ホームページにお申込みのための詳細資料を掲載しています



令和8年1月から有資格者による石綿の事前調査の対象が化学プラントなどの工作物に拡大されます！

これまでの建築物・船舶に加え

工作物石綿事前調査者講習のご案内（新規開講）

～法定の有資格者の確保が急務です!!～



これまで建築物等の解体・改修工事については建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務付けられていましたが、令和5年の石綿障害予防規則等の改正により、**令和8年1月1日から、工作物(※注)の解体または改修の作業を行うときには、新設された『工作物石綿事前調査者』に事前調査を行わせることが必要となります**(石綿則第3条、関係告示)。

工作物石綿事前調査者は、厚生労働大臣が定める工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、**施行は令和8年1月1日ですが、事業者は施行日までに、調査者を確保しておく必要があります。**

当協会では、「工作物石綿事前調査者講習」を下記のとおり実施します。

(岡山労働局長 登録番号 令和6年11月27日 岡労収基1122第2号)

令和7年度の講習は次のとおりです。

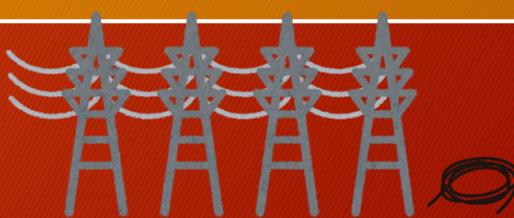
※お申込みが定員に達し次第締め切ります。

工作物石綿事前調査者講習

1回目	令和7年 6/26(木), 27(金) ⇒	修了考査	令和7年 7/ 9(水)
2回目	7/26(土), 27(日) ⇒		8/ 9(土)
3回目	9/18(木), 19(金) ⇒		10/ 3(金)
4回目	10/20(月), 21(火) ⇒		11/ 5(水)
5回目	12/15(月), 16(火) ⇒		令和8年 1/ 6(火)
6回目	令和8年 1/19(月), 20(火) ⇒		2/ 2(月)
7回目	3/ 9(月), 10(火) ⇒		3/23(月)

会 場 岡山県安全衛生会館 岡山市南区山田2315-4

(※注)工作物とは：建築物以外のものであって、土地、建築物または工作物に設置されているものまたは設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等または製造もしくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等およびこれらの間を接続する配管等の設備等があります。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物です。



【講習科目・時間等】

●工作物石綿事前調査者講習●

講習1日目

1.工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	1時間
2.工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	1時間
3.石綿使用に係る工作物図面調査	4時間

講習2日目

4.現場調査の実際と留意点	4時間
5.工作物石綿事前調査報告書の作成	1時間
修了考査	2時間

○受講資格が石綿作業主任者技能講習の修了者(下記受講資格区分A)の場合、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」の受講が免除されます。
 ○建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者(その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまでの者に限る。)、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者の場合、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」「工作物石綿事前調査に関する基礎知識2」「工作物石綿事前調査報告書の作成」の受講が免除されます。
 ※ただし、修了考査の出題範囲からは免除されませんのでご注意ください。(できれば受講されることをお勧めします。)

講習受講料、修了考査受験料、テキスト代

講習の区分	受講料等の額(税込)
工作物石綿事前調査者講習	講習受講料および修了考査受験料 45,100円(うち税4,100円)
	テキスト代 5,280円(うち税480円)

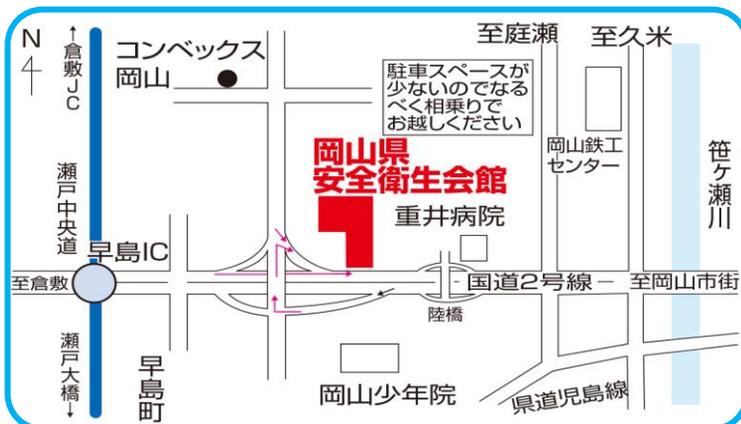
⇒修了考査について

- 1 本講習の修了考査は難易度が高いため、しっかりと予習、復習をする必要があります。
- 2 修了考査は受講を修了した日の属する年度の翌々年度末までの間に限り、認められます。(その都度再受験料(5,060円(うち税460円))が必要)。

【受講資格】

- ア 石綿作業主任者技能講習(労働安全衛生法別表第18第23号)を修了した者
- イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の工作物に関する実務経験年数:2年以上)
- ウ 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、エにおいて同じ。)(卒業後の工作物に関する実務経験年数:3年以上)
- エ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(ウに該当する者を除く。)(卒業後の工作物に関する実務経験年数:4年以上)
- オ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者(卒業後の工作物に関する実務経験年数:7年以上)
- カ (学歴不問)(工作物に関する実務経験年数:11年以上)
- キ 平成18年4月1日以前に特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(工作物石綿事前調査に関する実務経験年数:5年以上)
- ク 建築行政に関する実務経験年数:2年以上
- ケ 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関する実務経験年数:2年以上
- コ 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官(労働安全衛生法第93条第1項)であった者
- サ 労働基準監督官として職務に従事した経験年数:2年以上

会場のご案内



【お問合せ・お申込みは】

(一社)岡山県労働基準協会

岡山市北区桑田町15-28

TEL(086)221-2160

URL: <https://www.olsa.or.jp/>

ホームページにお申込みのための詳細資料を掲載しています

